

概要版

“こうべ”の 市民福祉総合計画2015

～人がつながる、安心・支え合いの市民福祉～

平成23年3月
神戸市



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

はじめに

神戸市では、昭和52年(1977年)に、福祉のまちづくりの総合的推進を図る目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という)を制定しました。

市民福祉条例では、福祉は市民・事業者・行政がお互いに協力し合いながら主体となり、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。市民福祉条例に基づき、これまで時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による、先駆的な取り組みを行ってきました。

“こうべ”の市民福祉総合計画2015(計画期間:平成23年度~27年度)は、社会情勢の変化や家族・地域の状況変化にともない生じている市民福祉の諸課題に対応するための、新たな施策や重点化すべき施策について市民・事業者が参画し、積極的な意見交換もふまえ、とりまとめられたものであり、**全ての市民の生活の質向上のため、広範囲にわたる市民福祉の総合的・体系的な推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く地域福祉推進のための計画**です。



I . “こうべ”の市民福祉総合計画2015の特徴

- 厳しい現状認識の中、神戸が築いてきた多くの強みを結集し、多様化・複合化する市民福祉の課題を克服するとともに、新たな芽を育み、将来への展望を開いていこうとしています。
- 計画全般にわたり、人と人とのつながりを重視する施策を重点的に実施していこうとしています。
- 全ての市民が参画して人に共感し、協働して、支え合いの地域福祉を推進していき、ソーシャル・インクルージョンの実現をめざしています。
- 地域(近隣、小・中学校、区・市全域など)を重層化し、多様な地域の資源(人、モノ、仕組み)が分野を越えて連携することにより、隙間を防ぎ、切れ目のないきめ細かい支援をめざしています。

神戸の「強み」とは

小学校区を単位とした地域福祉センターなど、日常生活において地域の拠点となる福祉施設などの整備(面的配置)、分野ごとの多様化するサービスの整備(量的整備)、早くからの市民の組織的活動をはじめとする豊富な人材による活発な地域福祉活動、震災時の市民のつながり・支え合いによる克服の経験、NPOなどの新たな市民活動の根づきなど様々であり、これらの「強み」である多様な地域資源が連携して課題に関わることにより、制度の隙間を埋めるきめ細かい支援を行っていきます。

II . 計画の基本理念

～人がつながる、安心・支え合いの市民福祉～

市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心で安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応できるように努めます。ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、高齢者・障がい者・子育て世帯をはじめとした、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)をめざします。

用語解説

- 協働と参画・・・市民・事業者・行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力しあいながら課題解決などに取り組むこと。
- ソーシャル・インクルージョン・・・社会から排除され、孤立している人々に対して、権利を保護し、差異や多様性を認め合いながら、地域全体で支え合っていこうとする考え方。
- 多様な主体・・・市民、民生委員・児童委員、地域住民組織などの団体、ボランティアグループ、NPO、事業者・企業、社会福祉協議会、行政など。



Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

市民一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないよう、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、市民と行政、さまざまな機関や団体などが連携して対応するワンストップサービス機能の充実をはじめとした相談対応の総合化を図ります。

1-1

ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援

地域福祉センターをより身近な場所として充実するため、地域福祉の推進主体であるふれあいのまちづくり協議会が取り組む活動を支援していきます。

地域の実情に応じて進めていく活動として

- 市民福祉に関する情報提供機能の充実。
- 子どもから高齢者まで幅広い層の市民が気軽に集い、お互いが助け合う仕組みの検討。
- 専門機関や区役所・区社会福祉協議会等に円滑につなぐ仕組みの検討。

1-2

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

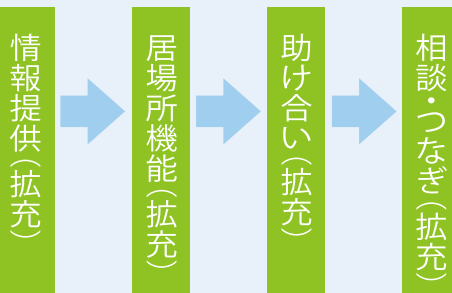
民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っています。今後、ますます増加する福祉ニーズに対応し、よりよい福祉活動を行うため、地域住民組織・専門機関・社会福祉協議会・行政その他の関係機関がつながりを構築し、協働による福祉活動の充実を図るよう、しっかりとバックアップします。

1-3

専門機関のアウトリーチ機能の充実と強化

専門機関が、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携しながら、地域に出向いて相談に応じるなど、きめ細かく支援する機能(アウトリーチ機能)の充実のために、地域の支援者のネットワークを支援していきます。また、専門機関による現場の判断を尊重するなど、専門機関による柔軟な支援のあり方を検討していきます。

【地域福祉センター】機能の充実



1-4

市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」サービスの充実）

多様化・複合化している福祉ニーズに対して、従来の市制度の拡充に加え、市民自らが当事者に近い福祉の担い手として参加するボランティアグループやNPOなどによる良質なサービスを広げるための支援策などについて、市民・事業者と協働で検討していきます。

1-5

小規模多機能型・共生型事業所の展開

子どもから高齢者まで幅広い層の市民がともに集う世代間の共生ケアには、当事者同士がケアをしあう効果が期待されています。また、当事者に地域社会とのつながり、人の尊厳を実感していただく効果もあることから、今後、地域ごとに、福祉サービス必要量などを検討していくなかで、生活エリアに密着した小規模かつ多機能な、共生型ケアの取り組みの検討をしていきます。

1-6

医療と福祉の幅広い連携

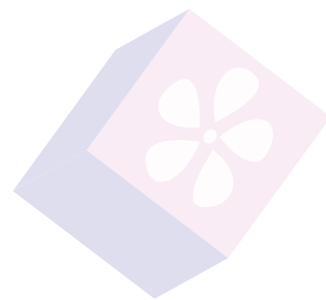
高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などにもとまない、地域で医療と福祉サービスをともに必要とする市民が、ますます増加しています。市民の生活の質を保つため、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織やNPO、さらに区役所・区社会福祉協議会等との連携の仕組みを充実し、24時間365日の地域生活の安心度を高めていきます。

用語解説

- 専門機関 高齢者・障がい者などの分野の専門的知識をもったスタッフが、個々の事例に的確に対応した相談・サービス提供を行う機関のこと。あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）や障がい者地域生活支援センターなどがある。
- 共生 年齢・性別・障がい・国籍・言語・文化といったあらゆる壁をこえて集い、互いのニーズを満たし合い、共に生きること。本計画では、この「共生」の考え方を基本としている。
- 地域資源 福祉の課題を抱える方に対して、地域で支援を行う人・機関・団体、活用可能な拠点や施設、制度などのこと。



Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策



1-7

マイノリティ(少数者)の支援

社会を取り巻く環境悪化などを要因として、特に、コミュニケーション上の課題を抱えている外国人、性的少数者などマイノリティと称されている方が、社会的な偏見、地域社会からの孤立などの不利益を受けやすい立場に追いやられることがあります。市民・事業者・行政が協働して、これらの自ら助けを求めることが困難な市民が抱える問題の把握に努め、支援の仕方を検討していきます。

1-8

地域での居住の安定確保への支援

高齢者、障がい者、子育て世帯など、それぞれの世帯の特性に応じた住宅に関する支援に取り組めます。また、身近な地域で住まいに関する情報を届きやすくするため、神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)と地域住民組織・NPO・福祉サービスの専門機関などとの連携による取り組みを推進します。

住生活支援の取り組みとして

- 高齢者などの住宅のバリアフリー化。
- 世帯の特性に応じた住まいの確保やニーズにあった住み替えの仕組みづくり。
- 子育てに適した住宅供給の支援。
- 住宅情報を入手しづらい市民への情報提供など。

1-9

生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、経済的自立が困難で生活に困窮している市民が増えており、セーフティネット対策として、生活保護に加え段階的な仕組みが必要です。国や県などとの連携により、生活資金の貸付、生活保護受給者の就労支援などの対策を、必要に応じて臨機応変に実施していきます。





1-10

権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるように、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。さらに、神戸市成年後見支援センターにおいて、弁護士などの専門職後見人に加え、地域に暮らす同じ市民の目線での後見活動が期待できる「市民後見人」の養成と、養成した市民が地域で後見活動を行うことを支援していきます。

1-11

行政の連携推進及び
対応力の向上

地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市の各施策が調和するよう、行政内部の連携強化を進め、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていきます。
また、市民自らによる発信が困難な課題や新たな課題を発見するとともに、速やかな対応を図ります。

用語解説

- セーフティネット・・・・・・ 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
- 権利擁護事業・・・・・・ 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方の権利を本人に代わり保護するための事業。
- 成年後見制度・・・・・・ 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。
- 市民後見人・・・・・・ 成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれています。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みがはじまっています。



Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策

2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

複合的課題を抱える市民に対して、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーカー(仮称)」を配置して、地域で普段から顔の見える関係づくりと、さまざまな関係をつなぐための円滑化を図ります。

2-1

「地域福祉ネットワーカー(仮称)」を配置

複合的課題を抱える市民に対して、必要な支援を円滑に進めるためには、分野にかかわらず、関係機関などの連携が必要です。そのため、地域の多様な支援者間の関係づくりなどを主たる役割とする「地域福祉ネットワーカー(仮称)」を配置します。なお、配置については、行政区ごとに、検証しながら段階的に進めていきます。

関係づくり例として

- 地域活動者と専門性を有する相談機関などとの関係づくり。
- 相談機関間の関係づくり。
- 相談機関とサービス提供機関との関係づくり。
- フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関の間関係づくりなど。

【地域福祉ネットワーカー(仮称)の機能(イメージ)】

2-2

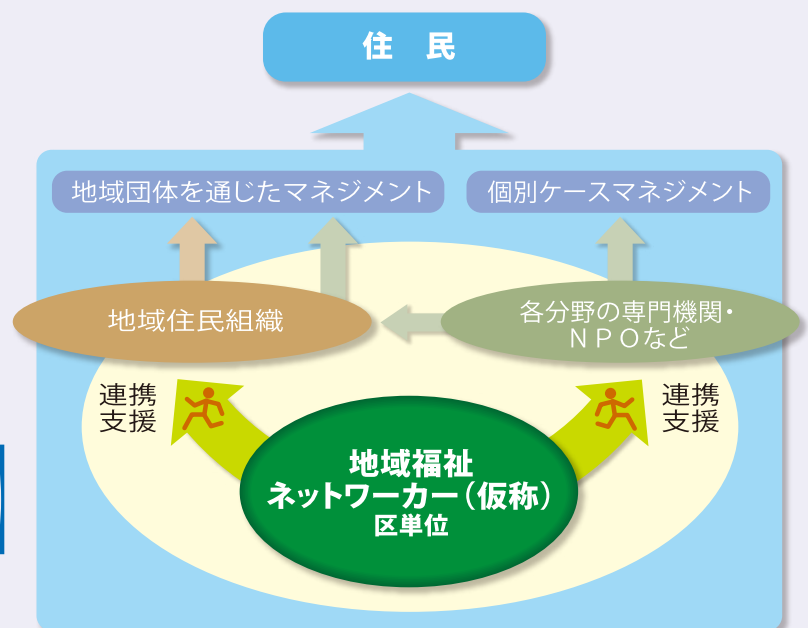
地域福祉に携わる人材のレベル向上策(コーディネート機能の向上)

地域福祉に携わる、要援護者のキーパーソン(民生委員・主任児童委員・ケアマネジャー・医療関係者・NPOスタッフ・専門機関の職員・保健師等の行政職員など)が連携して要援護者にアプローチしていくため、地域福祉ネットワーカー(仮称)が中心となり、関係者と協働して事例を蓄積・収集するとともに、活動の成果となる各種対応マニュアルを作成し、各地域資源に還元していきます。

2-3

社会福祉施設等による地域支援機能の充実

社会福祉施設などが地域住民や地域住民組織と連携し、地域の課題を考え行動することや、日ごろから、施設等の分野を越えて、地域の身近な相談場所(案内場所・居場所)となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援の充実のあり方を検討します。





3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

市民・事業者・行政が協働し、行政と地域の多様な担い手とがともに公共的なサービスを担い、市民の利益につながるような活動の支援について検討・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について重点的な取組みを図ります。

3-1

コミュニティビジネスを志向する市民を支援

地域住民組織の担い手の中から、コミュニティビジネスを志向するような新しい動きが出てきています。コミュニティビジネスには、得られる収益が地域へ還元され、利用される市民も含めて地域の力が高まり、さらに地域住民の雇用や参加の増などにつながるといった効果が期待されます。そのため、社会福祉協議会やNPO・中間支援団体との連携・協働により、市民の活動支援や必要な情報提供を行うなど、住民のつながりによる新たな取組みを支援していきます。

3-2

地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援

市民によるコミュニティビジネスの取組みに加え、NPOや社会福祉施設などが、地域と協働してコミュニティビジネスによる地域福祉活動に取り組むための、支援の仕組みを検討します。

3-3

新たな担い手市民を輩出する方策

今後も地域福祉を充実させ、維持していくためには、子どもから高齢者まですべての市民が福祉に関心を持つことが大切です。また、意欲・能力・可能性のある市民は、本人の年齢や性別に関係なく、少しずつでも、地域の中で福祉活動に参加できることが必要です。様々な担い手育成について、社会福祉協議会、NPO、企業、大学などの多様な機関・団体と連携を深めるとともに、市民が福祉活動に参加しやすくなるよう、啓発や研修および環境づくりなどの取組みを充実します。

用語解説

- フォーマルサービス…………… 公的機関などが法律や制度に基づいて提供するサービス。
- インフォーマルサービス……… 制度に基づく福祉サービスとは別に、地域で各種団体などによって提供される福祉サービス。
- ケアマネジャー…………… 介護支援専門員のこと。介護保険法に基づき、要介護者などの心身の状態を把握し、それに基づいて最適なケアプラン(介護サービス計画)を設計する人。
- コミュニティビジネス…………… 地域の課題を事業性のある手法を用いて解決する活動をいいます。福祉・子育て・教育・まちおこしなどの多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO各種団体などが担うこと。

Ⅲ. 基本理念を実現するための方向性と“ともに取り組む”方策



3-4

災害時等における
要援護者の避難支援

地震や豪雨災害など大きな災害の危険は常にあると意識し、高齢者・障がい者などの支援を要する市民が、安全に避難できるよう支援する仕組みづくりが必要です。災害時には、まず一人ひとりが自分自身や家族の安全を確保し、近隣住民による安否確認や避難誘導などのお互いが助け合う取り組みが重要です。そのためには、市民の生命の安全確保を主眼とし、個人情報保護に配慮しながら、要援護者の情報について関係機関や地域と共有を図るとともに、地域の実情に応じた避難支援体制づくりが進むよう、地域主体の取り組みを支援していきます。

3-5

高齢者の孤立の防止・
見守り

市では、ひとり暮らし高齢者などの見守り施策を積極的に推進してきました。今後、さらに少子高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加などが予想されるなか、これまで以上に市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者などの実態にあった見守りを進めるためのあらゆる手段を検討し、取り組んでいきます。

市の取り組み例

- 高齢者の多い集合住宅等にあんしんすこやかセンターの出張所として「あんしんすこやかルーム」を設置。
- 民生委員や友愛訪問、あんしんすこやかセンターの見守り推進員による高齢者見守り。
- ガスメーターや熱センサーなどICTを活用した見守り。

3-6

自殺対策の総合的な
推進

自殺は心の健康問題のみならず、経済・生活問題をはじめ様々な社会的要因が複雑に関係しあって起こります。精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含めて、総合的かつ緊急に自殺対策の取り組み方針を明確化するため、自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、自殺対策を総合的に推進します。また、うつ病対策のひとつとして、かかりつけ医から精神科医へのスムーズな紹介を行い、自殺者数減少を目指す「神戸G-Pネットワーク」の充実を図ります。

用語解説

- 災害時要援護者・・・高齢者、障がい者など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人々。



IV. めざす姿

5年先、さらには10年・15年先の神戸においても、市民一人ひとりが**自ら及び、家族の生活自立・維持向上に努めるとともに**、より多くの市民が、**自らの知識・知恵・技術**を活かし、「**人とつながり支え合って暮らす**」という気持ちを持ち、**率先して市民福祉の向上**に取り組んでいる姿をめざします。

市民・事業者・行政が協働して、日ごろから地域での意見交換を活発にし、それぞれの**地域の実情**に合った**きめ細かな福祉**を推進することを可能とし、その結果、市民の生活の安心につながり、市民が将来に明るい**期待**を持てる地域社会が構築され、市民・事業者・行政の**相互の福祉力**が高まっていくことをめざします。



V. 分野別計画との連携・補完

“こうべ”の市民福祉総合計画2015では、市民福祉の総合的視点から、各分野別計画と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて取り組んでいきます。

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画(計画期間/平成23年度～27年度)

老人福祉法などに基づく、高齢者の居宅生活支援事業、福祉施設による事業など、高齢者保健福祉施策の体系的推進に関する計画

介護保険事業計画(計画期間/平成21年度～23年度)

介護保険法に基づく、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

■重点施策

- すみなれた地域での自立生活支援
- 地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成
- 高齢者の社会参加の促進
- 健康づくり・介護予防の総合的推進

- 安全・安心な住生活環境の確保
- 介護保険制度の適切な運営の確保
- ボランティアやNPOとの連携強化による地域福祉活動の促進

ほか

2. 神戸市障がい者保健福祉計画(計画期間/平成23年度～27年度)

障害者基本法に基づく、福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する計画

■重点施策

- 相談支援体制の充実
- 施設や精神科病院からの地域移行、定着支援
- 就労支援の充実 ● 療育体制の充実

- 障がいのある人を地域で支えるための、地域自立支援協議会を中心としたネットワークの構築と地域の多様な主体の参画の推進

ほか

3. 神戸次世代育成支援対策推進行動計画(計画期間/平成22年度～26年度)

次世代育成支援対策推進法に基づく、子育て支援の取り組みを集中的・計画的に進めるための行動計画

■重点施策

- 地域における子育て支援の充実
- 仕事と子育ての両立支援
- 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- 要保護児童などへの対応強化
- 「つどいの広場」事業の推進
- 地域との連携による児童虐待の早期発見・早期支援

ほか

4. 神戸市人権教育・啓発に関する基本計画(計画期間/平成23年度～27年度)

「人権教育及び啓発の推進に関する法律」などをふまえ、「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指した、人権教育・啓発に関する施策の推進に関する計画

■重点施策

- 従来からの人権課題に加え、新たな課題としてインターネットによる人権侵害、犯罪被害者、性的マイノリティなどの人権に関する教育・啓発

- 身近にある様々な人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、人権の尊重されたまちづくりにつながる市民の取り組みへの支援

5. 新・健康こうべ21(計画期間/平成13年度～24年度)

国の「健康日本21」及び健康増進法に基づく、市民の切れ目のない健康づくりや市民の健康課題をふまえた施策等に関する計画

■重点施策

- ライフステージ別の健康づくりと環境整備
- メタボリックシンドロームの対策
- がん対策 ● 自殺対策 ● たばこ対策

- 健康増進を目指した一次予防の取り組みとして、区を拠点とし、市民主体の健康づくりや多様な実施主体による連携のとれた効果的な健康づくり活動の推進



6. 神戸市住生活基本計画(計画期間/平成23年度～32年度)

住生活基本法の趣旨をふまえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性などを示した計画

■重点施策

- 耐震性などの確保による安全な住まいの実現
- 神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)を核とした総合支援の充実
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保
- 地域団体やNPO法人などとの連携による、住宅確保要配慮者への支援
- 障がい者の地域移行に伴う住まいの確保

ほか

7. 神戸市男女共同参画計画(計画期間/平成23年度～27年度)

国の男女共同参画基本計画等の策定に合わせ、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会の実現への取り組みに関する計画

■重点施策

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の活躍推進
- 地域における男女共同参画の推進
- 地域団体、企業、NPO法人などによる、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 地域におけるDV対策の推進

ほか

8. 神戸市青少年育成中期計画(計画期間/平成23年度～27年度)

青少年行政の指針である「こうべユース・プラン」に掲げる理念に基づく、青少年の健全育成への取り組みに関する計画

■重点施策

- すべての青少年が自立・成長していくための、安心して過ごすことのできる環境づくり
- 市民全体で青少年を健全に育むための、青少年育成協議会支部や家庭、地域、学校などが連携した、地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり

9. 神戸市教育振興基本計画(計画期間/平成21年度～25年度)

めざすべき子ども像(「心豊かにたくましく生きる人間」、市民とともに創造する教育の方向性及び具体的な施策などを定めた、神戸の教育に関する計画

■重点施策

- 豊かな心の育成
- 学校教育の充実
- 障がいのある子どもへの教育の充実
- 「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興
- 家庭・地域・学校が一体となって学校教育を支援する(仮称)「神戸っ子応援団」事業推進
- 保護者、地域などの協力による、子どもの安全確保のための地域ぐるみの見守り活動の推進

ほか

10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画(計画期間/平成23年度～27年度)

公民協働の地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会が連携・役割分担のもとに進めていく「神戸の社会福祉協議会」の方向性と神戸市社会福祉協議会の活動・事業の推進に関する計画

■重点施策

- 地域福祉に参加する「人づくり」
- 身近な地域で支え合う福祉コミュニティづくり
- 市民の安心・安全のためのセーフティネット構築
- 専門的な技術、知識、経験を要する福祉サービスの提供
- 市民のニーズを受けとめ、地域の多様な主体とのネットワーク化を図り、課題解決に向けた協働の取り組みを推進
- 市民が地域で自立した生活が送れるよう市民参加をもとに「成年後見支援センター」を運営

ほか



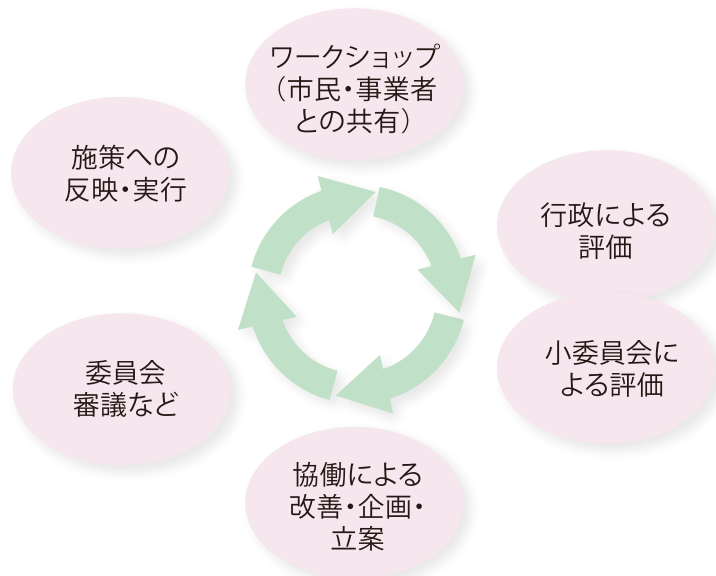
VI. 計画の進行管理

市では、社会情勢の変化などを把握し、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直していくこととしています。

計画の進行及び成果の検証・評価、さらには、情勢の変化をふまえた新たな協働の取り組み方策の企画・立案にあたっては、市民・事業者・行政がともに、検証・評価～企画・立案に参加することにより、過程の「見える化」を図っていきます。

また、国の制度変更に対応し、さらには、市の取り組みが国制度に反映できるよう、国・県等と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。

【進行管理のイメージ】



主な実施計画工程表

事項	実施計画(2011～2015)	達成すべき成果など
<ul style="list-style-type: none"> ふれあいのまちづくり協議会の機能強化 地域福祉センターの身近な拠点としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会ごとに課題抽出・方針づくり(ワークショップなど) 協議会ごとに計画策定(地域の実情に応じて) 情報提供機能の推進 交流機能・相談機能の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいのまちづくり協議会の自律・機能向上(課題対応力) 地域福祉センターの拠点化
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉ネットワーク(仮称)の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 区ごとに順次、配置 全体の検証と施策への提言 	<ul style="list-style-type: none"> 分野を越えたネットワークの充実による円滑なつながりの実現
<ul style="list-style-type: none"> 支え合い活動の促進 コミュニティビジネスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集と提供の推進 高齢者・子育て・障がい者向け支援サービスの拡充 制度外サービスの検証と制度化の検討 コミュニティビジネス検討・実施のためのワークショップ・企画・立案など コミュニティビジネスの支援策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの量的拡大 当事者参加の拡充 就業の拡充 市民還元の増



VII. 市民のみなさんとともに

すべての市民が地域において安心して安全な生活ができるためには、身近なところから福祉への関心と興味を持っていただくことから始まります。

神戸市の各地域では、これまでも、市民が自発的に行う地域福祉活動をはじめ、事業者やNPOなどによる支え合い活動などが先進的に行われ、さまざまな福祉に関する課題に取り組んできました。将来を通じて、これからも地域福祉が身近に息づいているまち＝神戸と誇れるように、市民・事業者・行政の協働と参画のもと、一人ひとりの知識と知恵と技術を活し、力を合わせ、人と人とのつながりを大切に育みながら、地域福祉の推進に努めていくことが大切です。

一人ひとりが福祉サービスの受け手であると同時に担い手でもあるという気持ちをもって、いま一度、みなさんが住んでいる地域の福祉にもっと目を向け、参加してみませんか。例えば、よく知られている募金をはじめ、身近なところでは近所の困りごとのお手伝いや声かけ、自治会などの地域住民組織の活動への参加、ボランティアやNPOの活動への参加などです。そして、より専門知識が活かせる福祉施設などで働くことも、福祉活動のひとつです。

できることから、少しずつでも、ちょっとした活動から参加し、続けてみましょう。そこから生まれる“力”こそ、人と人がつながり、市民が将来に明るい期待を持てる、安心・支え合いの市民福祉をつくります。





平成23年3月発行
神戸市保健福祉局総務部計画調整課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話078-322-5198



神戸市広報印刷物登録 平成22年度第347号
(広報印刷物規格B-1類)